

VI. 分譲

1. 分譲にあたっての同意事項

独立行政法人国立環境研究所微生物系統保存施設（以後 NIES コレクションと記す）は、以下の事項に同意していただいた方に培養株を分譲します。

- (1) NIES コレクションから分譲された微生物培養株、それを増殖させたもの及び由来物（DNA を含む。以後培養株等と記す）は教育、試験、研究及びその他国立環境研究所が認めた目的であり、公共の安全が保証される目的にのみ使用できます。人に直接使用することはできません。有毒株の場合、利用者は使用の際に、分譲された培養株が有毒物質を生産する株であることを認識し、その国、自治体、機関等の法令や規則を遵守しなければなりません。利用者は使用中の管理に責任を持ち、使用後は培養株をオートクレーブ等で死滅させ、由来物については適当に処理しなければなりません。また、有毒株と明記されていない場合も、利用者は使用の際に、分譲された培養株に潜在的な危険性があることを認識し、その国、自治体、機関等の法令や規則を遵守しなければなりません。
- (2) 分譲を希望する場合は、利用者本人が分譲依頼書を提出してください。
- (3) 培養株等に関する知的所有権等が、分譲によって利用者へ与えられるものではありません。
- (4) 利用者が分譲時に示した使用目的から大幅に異なる目的に使用する場合、利用者はその旨を NIES コレクションに書面で連絡しなくてはなりません。
- (5) 利用者は分譲された培養株等を第三者に分与または販売することはできません。
- (6) NIES コレクションから分譲された株を利用した成果を発表する場合、番号の前に必ず NIES- をつけた株番号を記し（例：NIES-123）、国立環境研究所微生物系統保存施設に保存されている株であることを明記してください。分譲された株を利用して論文発表した場合は別刷りまたはコピーを 2 部、NIES コレクションに送ってください。
- (7) 分譲された培養株等の使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者は利用者の責任によって対処しなければなりません。
- (8) 分譲された培養株等が、欠点、危険な特性、不具合等

を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、分譲された培養株等の利用によって損失が生じた場合は、利用者は、利用者自らの責任で処理しなくてはなりません。

- (9) 利用者は、培養株を受領後、1 ヶ月以内に受領報告書を NIES コレクション宛に提出しなくてはなりません。輸送中の環境条件の変化などにより、その時点で増殖状態が悪い場合、利用者は NIES コレクションに無償で再分譲を要求することができます。ただし、NIES コレクションはその期間内であっても、利用者の過失に対しての責任は負いません。

2. 株および培地の分譲依頼

2.1. 株の分譲依頼

「微生物株分譲依頼書兼同意書」（p. 332～337）2 通に必要事項を記入し、2 通とも以下の宛先に郵送してください。提供機関で署名した後、1 通を依頼者宛に返送します。依頼者が学生、非常勤職員などの場合は、指導教官、雇用者などから依頼するようお願いいたします。この他、以下の方法により依頼できますが、いずれの場合も、郵送による「微生物株分譲依頼書兼同意書」原本の送付が必要であり、株は同意書原本を確認したうえで発送されます。

郵送：〒305-8506 つくば市小野川 16-2

（独）国立環境研究所 微生物系統保存施設

オンライン注文：NIES コレクションホームページ

（<http://mcc.nies.go.jp/>）「株の注文方法」参照

電子メール：mcc@nies.go.jp

ファクス：029-850-2587

2.2. 株の受領報告

株を受け取った方は、受領後 1 ヶ月以内に「微生物株受領報告書」（p. 339）に必要事項を記入し、上記の宛先にファクス、郵送、または電子メールで連絡してください。

2.3. 培地の分譲依頼

「培地分譲依頼書」（p. 338）に必要事項を記入の上、郵送、ファクス、または PDF 添付の電子メールで依頼してください。分譲している培地は、培地リストに星印(*)で示されています。

3. 株および培地の価格と支払い

3.1. 価格

分譲物	単位	内容	分譲価格	
			大学・国公立の研究機関等の非営利団体	その他
培養株	1本	約15mLの培地に植込んだ状態	6,300円	10,500円
培地	1ユニット	約2L	6,300円	10,500円
試験管入液体培地	1ユニット	約10mLの培地入試験管10本	6,300円	10,500円
メタル溶液	1ユニット	約125mL	6,300円	10,500円

消費税は内税です。この他に郵送料がかかります。

培養株の場合、小、中、高等学校の学校教育用、また、大学であっても授業で使用する場合は無料です。ただし、種類の選択は保存施設にお任せいただきます。教育目的で使用する場合の培地については、少量の場合（試験管数本程度）は無料で分譲に応じますが、大量の場合は非営利団体扱いとして有料での分譲になります。

寒天培地は試験管入りのみの分譲です。

国立環境研究所職員、客員研究員、共同研究員に対しては、培養株は無料で分譲します。培地については、少量の場合（試験管数本程度）は無料で分譲に応じますが、大量の場合は分譲を行っていません。

3.2. 支払い

請求書に示されている支払期限までに、請求金額を指定された振込み先に振り込んでください。振込み手数料は利用者負担です。

4. 分譲にあたっての注意事項

4.1. 輸送が困難な株の分譲について

保存株リストの“Remarks”に“Difficult to transport（輸送困難）”と記されている株は、輸送中に壊れやすく、不具合の生じやすい株です。お近くの方は、とりに来ていただくと、よい状態の培養株を分譲することができます。遠方の方にお

送りする場合、1度ではうまくお送りできない場合があります。

4.2. 凍結保存株の分譲について

保存株リストの“Remarks”に“Cryopreserved（凍結保存）”と記されている場合は、凍結保存されている株を解凍後、培養してからお送りします。したがって株を発送するまでに1ヶ月くらいかかる場合があります。

4.3. 有毒物質を生産する株の取り扱い

現時点で有毒物質を生産することがわかっている培養株は、保存株リストの“Remarks”に“Toxic（有毒）”と記されています。この表示を確認し、使用目的が有毒であることと関連する場合はもとより、関連しない場合でも、有毒株であることを認識した上で使用してください。

4.4. TISTR と共有する株の取り扱い

保存株リストの“Other collection strain no.”にTISTRが付いた株番号が記されている株は、タイ国立科学技術研究所（TISTR）と共有している株です。タイ産の株については、教育および研究目的で使用する場合に限り分譲しています。

4.5. 1993年以降採集された外国産株の取り扱い

1993年1月以降に外国より採集された株については、リストに掲載されていても生物多様性条約に関連して当面分譲を見合わせているものがあります。分譲依頼に際しては必ず保存株リストで産地をご確認ください。

5. 国立環境研究所職員、客員研究員、共同研究員への分譲

「微生物株分譲依頼書兼同意書」(p. 334～337) 2通に必要事項を記入し、署名捺印のうえ所内便で送付するか、微生物系統保存施設のスタッフに直接渡してください。オンラインでも受け付けています。NIESコレクションホームページ (<http://mcc.nies.go.jp/>) を参照してください。オンラインで注文した場合でも、「微生物株分譲依頼書兼同意書」2通を必ず提出してください。